

令和6年度第1回朝霞市子ども・子育て支援事業計画部会 次第

日 時：令和6年7月9日（火）
午後2時から午後4時まで
場 所：朝霞市民会館（ゆめぱれす）
201会議室

・開 会

・議 題

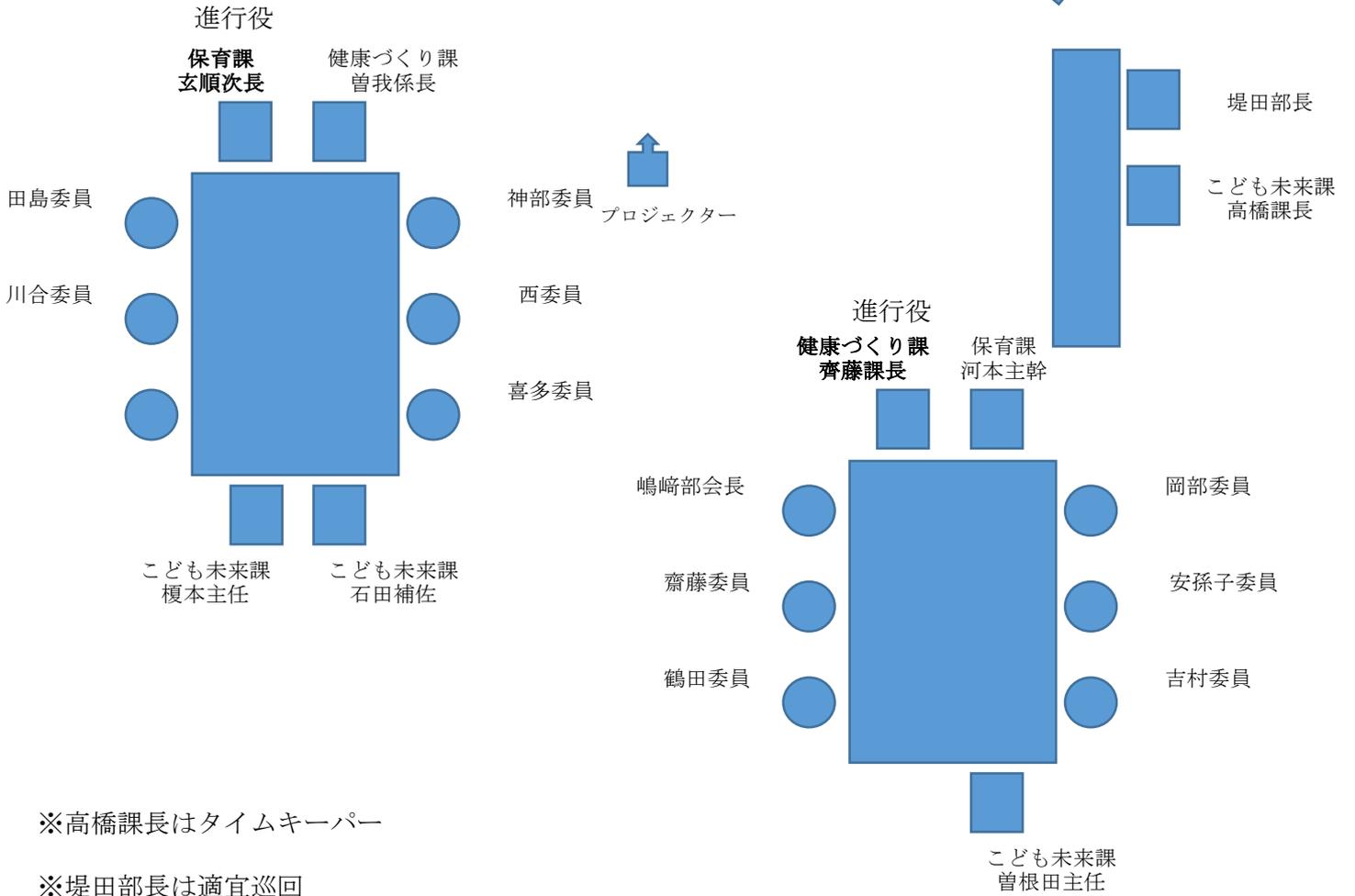
- （1）こども計画への変更について
- （2）朝霞市のこどもを取り巻く現状について
- （3）こども計画骨子案について（グループ討議）
- （4）子ども・子育て支援事業計画骨子案について
- （5）その他

・閉 会

令和6年度第1回子ども・子育て支援事業計画部会 席次表

令和6年7月9日(火)
午後2時～4時
ゆめぱれす201会議室

スクリーン



朝霞市子ども・子育て会議委員 部会名簿

(任期：令和5年7月6日～令和7年3月31日)

令和6年5月31日現在

部会	選出団体等	氏名	区分
保育園等運営検討部会 (6名)	十文字学園女子大学	鈴木 晴子	1号
	朝霞市小中学校校長会	小林 美加	1号
	朝霞市放課後児童クラブ連絡協議会	矢田 歩	2号
	東上地区私立幼稚園協会朝霞支部	佐藤 順與	3号
	朝霞市民生委員・児童委員協議会	宮永 純子	5号
	朝霞市青少年育成市民会議	金子 和人	5号
保育園等利用者負担検討部会 (6名)	公益財団法人21世紀職業財団	山谷 真名	1号
	公営保育園保護者	宮内 郁恵	2号
	朝霞市社会福祉法人民間保育園連絡協議会	金子 雅美	3号
	連合埼玉朝霞・東入間地域協議会	藤田 勇	5号
	子ども会連合会	渡邊 俊夫	5号
	朝霞市地区里親会	江川 千佳子	5号
子ども・子育て支援事業計画部会 (13名)	学校法人東洋大学	嶋崎 博嗣	1号
	民営保育園保護者	田島 由華	2号
	幼稚園保護者	齋藤 文美	2号
	朝霞市保護者代表連絡会	吉山 隼人	2号
	朝霞市社会福祉協議会	川合 義和	3号
	朝霞地区福祉会みつばすみれ学園	岡部 利枝	3号
	公募市民	神部 陽一	4号
	公募市民	獅子倉 賢治	4号
	朝霞市議会議員	西 明	5号
	NPO法人なかよしねっと	安孫子 陽子	5号
	あさか子育てネットワーク	喜多 陽子	5号
	子どもの居場所ネット	吉村 智代	5号
	児童館利用団体	鶴田 美樹	5号

計25名

「子ども・子育て支援事業計画」から「こども計画」への変更について（案）

1 計画名称の変更

令和5年4月1日に施行された「こども基本法」に基づき、本市の「子ども・子育て支援事業計画」を「こども計画」と名称を変更することとしたいと考えます。

こども基本法（令和5年4月1日施行）より

第十条第二項

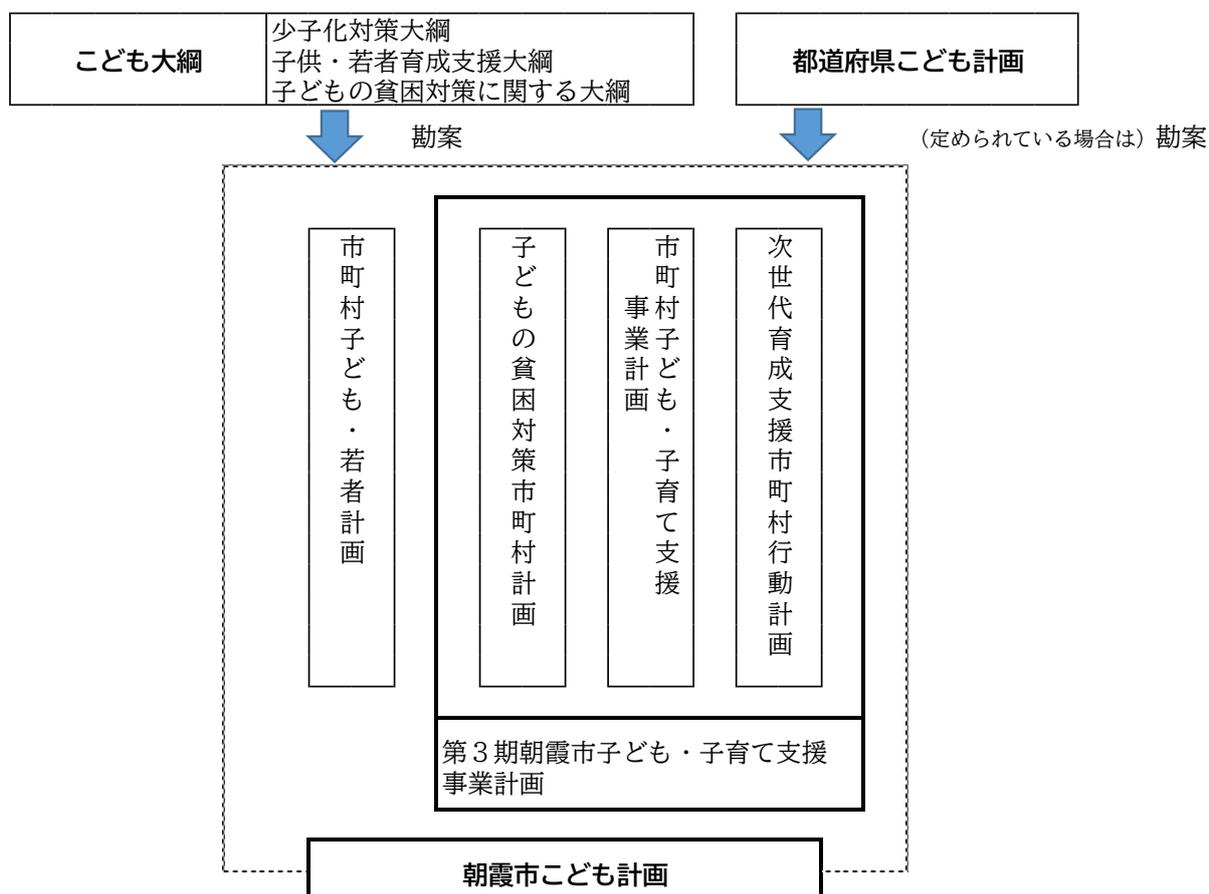
市町村は、こども大綱（都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

第十条第五項

市町村こども計画はこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

- ①子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する「市町村子ども・若者計画」
- ②子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する「市町村計画」
- ③その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども政策に関する事項を定めるものの例
 - ・次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」
 - ・子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」

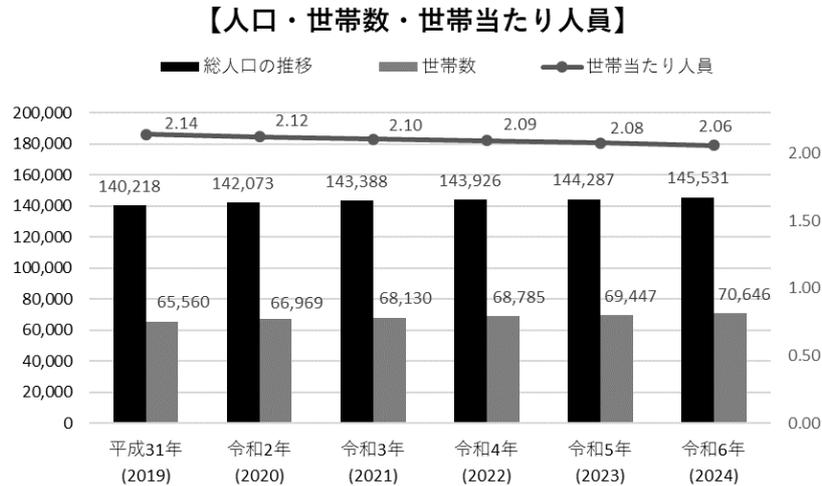
朝霞市こども計画のイメージ



第2章 朝霞市のこどもを取り巻く現状

1 人口の推移

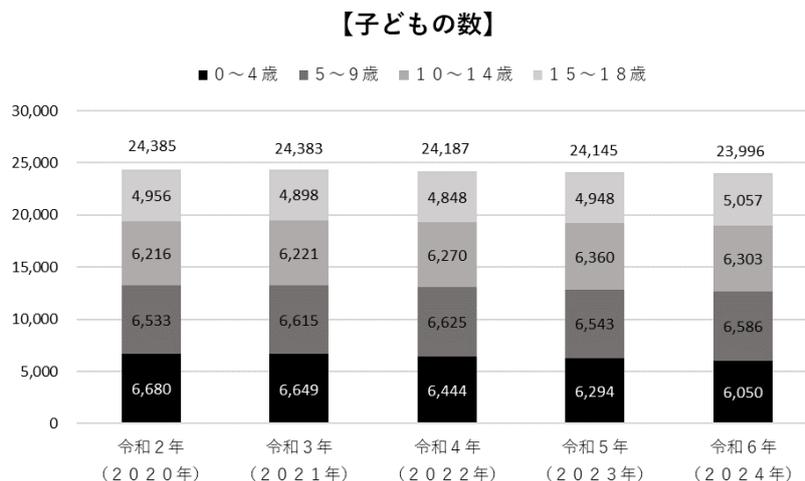
① 総人口の推移



資料:朝霞市住民基本台帳(各年1月1日現在)

本市の総人口は増加傾向が続いており、令和6(2024)年には145,531人となっています。
世帯数についても増加傾向にあり、令和6(2024)年には70,646世帯となっています。
世帯当たりの人員については、緩やかに減少しており、令和6(2024)年には2.06人となっています。

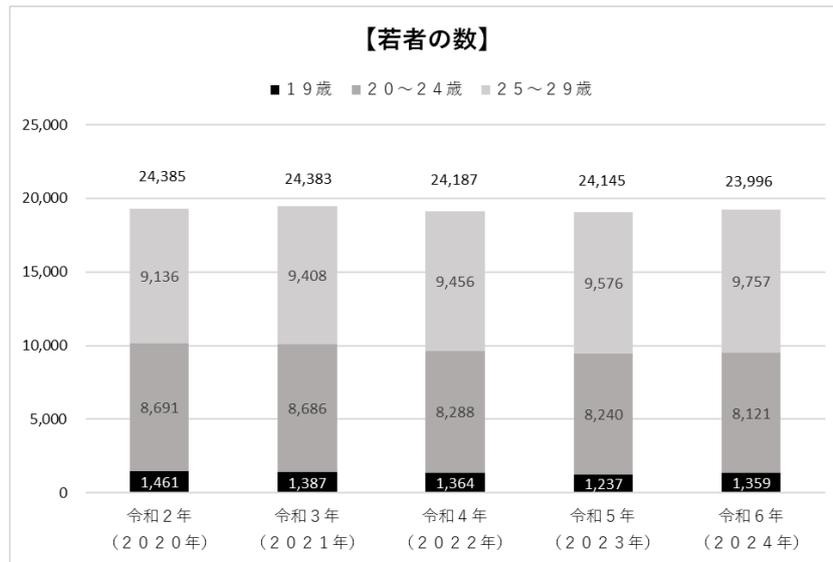
② 子どもの数(0~18歳人口)の推移



資料:朝霞市住民基本台帳(各年1月1日現在)

子どもの数(0~18歳人口)の推移をみると、令和6(2024)年で23,996人となっており、令和2(2020)年以降は緩やかに減少しております。

③ 若者の数(19～29歳人口)の推移



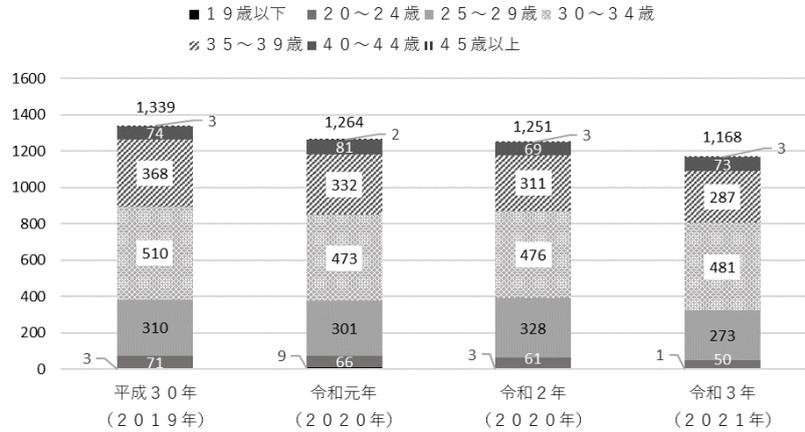
資料:朝霞市住民基本台帳(各年1月1日現在)

若者の数(19～29歳人口)の推移をみると、令和6(2024)年で19,431人となっており、令和2(2020)年以降は増減を繰り返しています。

2 出生数等の推移

① 出生数の推移

【出生数（母親年齢別）】

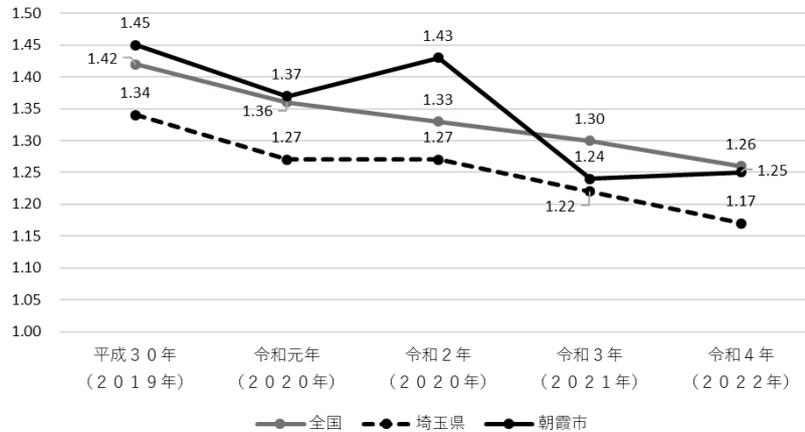


資料:埼玉県保健統計

本市の出生数は減少傾向にあり、令和3(2021)年には1,168人となっています。また、母親の年齢別出生数は30～34歳が最も多く、35～39歳、25～29歳の順となっています。

② 合計特殊出生率の推移

【合計特殊出生率（国・県・朝霞市比較）】



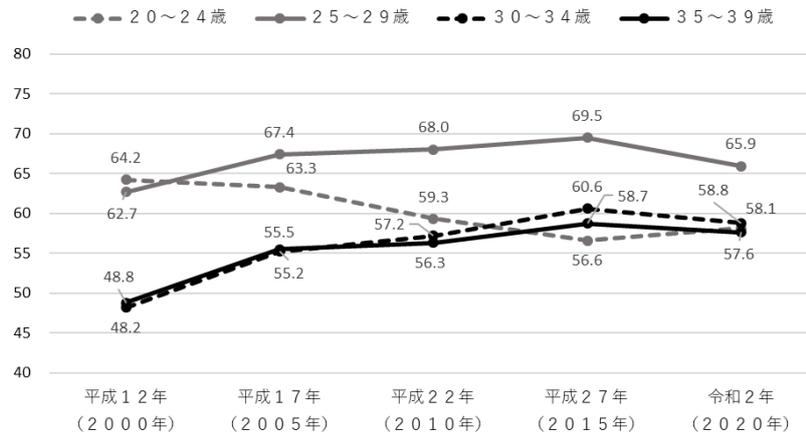
資料:埼玉県保健統計

合計特殊出生率:15歳から49歳までの女性の年齢別出生率をすべて足した数字のことで、ひとりの女性が一生の間に出産する子どもの平均の数を表す。

本市の合計特殊出生率は、令和2(2020)年まで国、県よりも高い水準で推移してきましたが、令和3(2021)年には全国を下回り、令和4(2022)年は全国と同水準となっています。

3 女性の就業率の推移

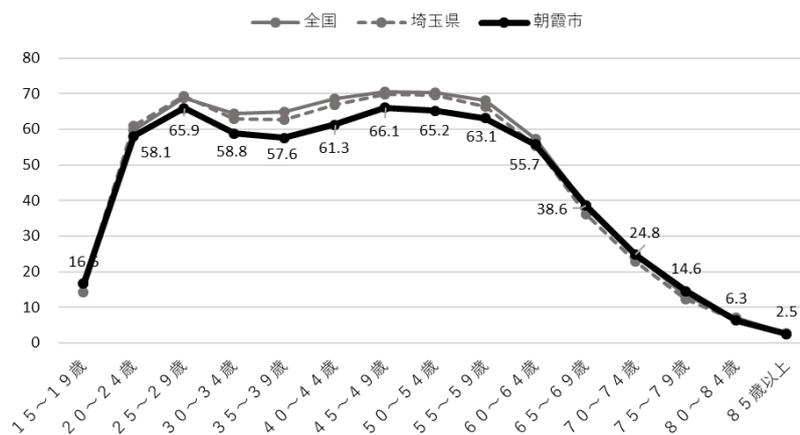
【朝霞市の女性就業率（年齢別）】



資料:国勢調査

就業率:15歳以上人口に占める就業者(従業者(収入を伴う仕事をしている者)と休業者(仕事を持っていないが病気などのため休んでいるもの)を合わせたもの)の割合である。

【女性の年齢階層別就業率（令和2(2020)年）】



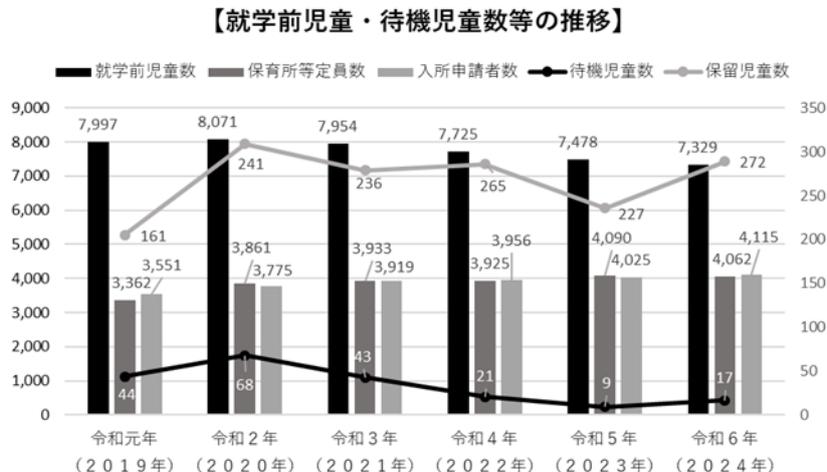
資料:国勢調査

女性の就業率は、20歳代前半では、平成12(2000)年から令和2(2020)年にかけて6.1ポイント減少しています。20歳代後半から30歳代の就業率は平成27(2015)年までは増加していましたが、令和2(2020)年は減少しています。

また、女性の年齢階層別就業率は、全国、埼玉県、朝霞市のいずれも30歳代で低下し40歳代以降に再び上昇する「M字カーブ」となっており、本市では30歳代、40歳代で特に全国、埼玉県を下回り、M字の底が深くなっています。

4 就学前児童等の状況

① 就学前児童・待機児童数等の推移



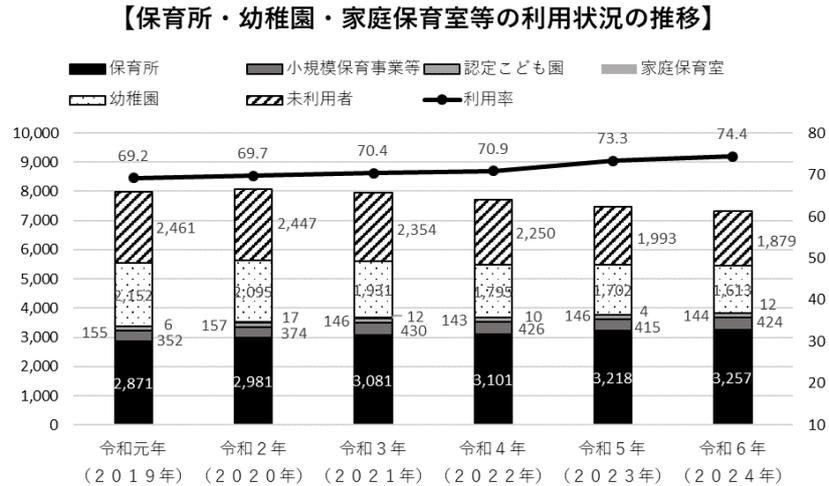
資料:保育課(各年4月1日現在)

保留児童数:保育所等の利用を希望し、市へ入所申請をした者のうち、希望する施設の定員超過等のため、利用ができなかった児童の数をいいます。

待機児童数:「保留児童数」から、国の定義※に従い、求職活動を休止している者や、特定の空いていない施設を希望しているために利用保留となっている者等を除いた数をいいます。

就学前児童数は、令和2(2020)年以降、緩やかに減少しており、令和6(2024)年には7,329人となっています。また、保育所等の整備が進み、保育所等定員数は年々増加していますが、毎年定員数を上回る入所申請があり、保育所等の待機児童数は令和6(2024)年に17人となっています。なお、保留児童数は平成31(2019)年に272人となっており、増減を繰り返しています。

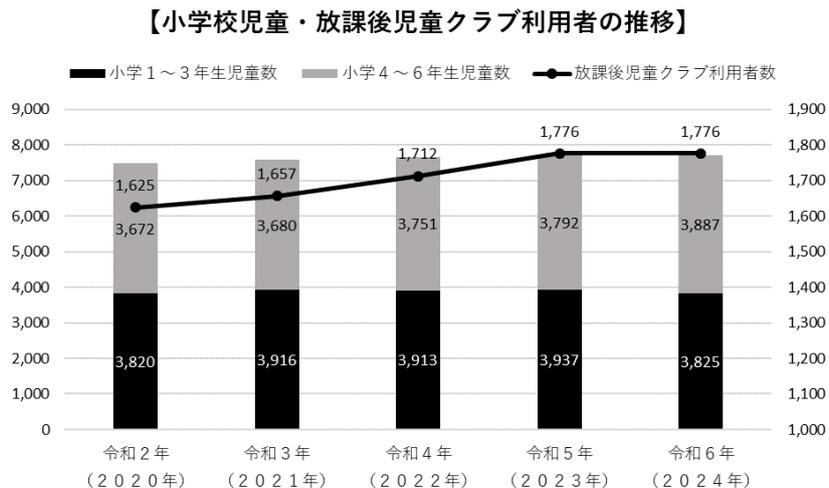
② 保育所・幼稚園・家庭保育室等の利用状況の推移



資料：保育課(各年5月1日現在)

就学前児童で施設を利用しない者(未利用者)は減少傾向にあり、保育所・幼稚園・家庭保育室等の利用率は令和6(2024)年に74.4%と過去最高となりました。保育所の利用については増加傾向にありますが、一方で幼稚園の利用者数は減少傾向にあります。

5 小学生児童・放課後児童クラブ利用者の推移



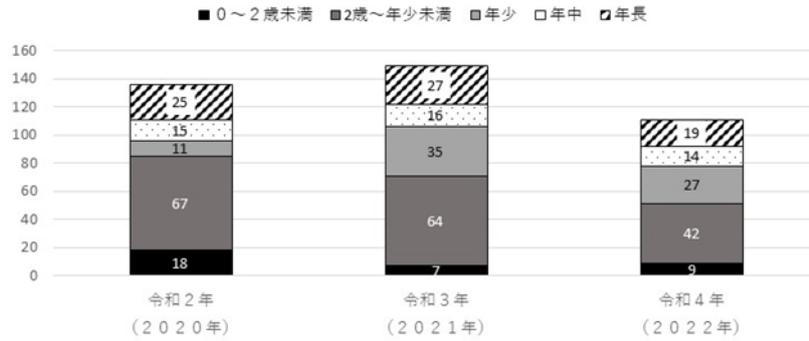
資料：保育課・教育管理課(児童数は各年5月1日現在、利用者数は各年4月1日現在)

小学校の児童数は、増加傾向にあり、令和6(2024)年では7,712人となっています。また、放課後児童クラブの利用者数も増加傾向にあり、令和6(2024)年では1,776人となっています。

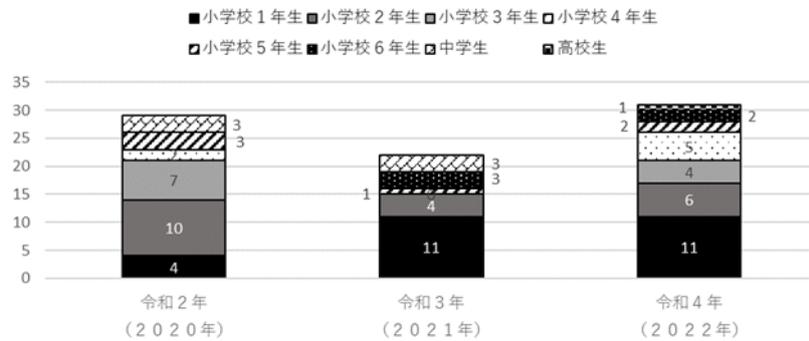
6 障害のあるこどもの状況

【発育発達相談(精神・心理)相談者数】

■就学前児童



■小学生・中学生・高校生



資料:健康づくり課(各年年度末)

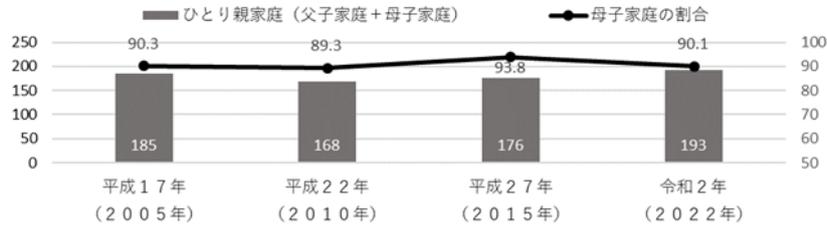
本市の保健センターで発育発達相談(精神・心理)の相談を受けている就学前児童の人数は令和 3(2021)年まで増加傾向にありましたが、令和 4(2022)年には減少しています。2歳～年少未満の利用が比較的多くなっています。小学生以上では、年により増減がありますが、「小学校1年生」「小学校2年生」で比較的多くなっています。

7 ひとり親家庭の状況

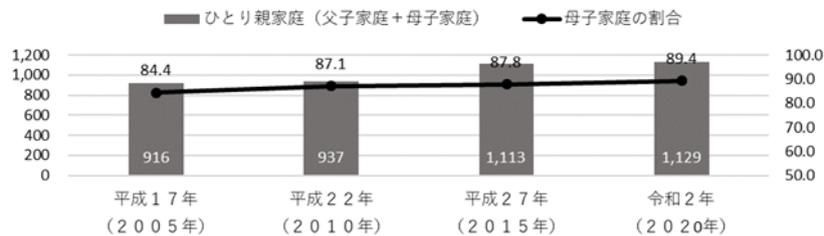
① ひとり親家庭数の推移

【ひとり親家庭数の推移】

0～5歳の児童がいるひとり親家庭数



0～17歳の児童がいるひとり親家庭数

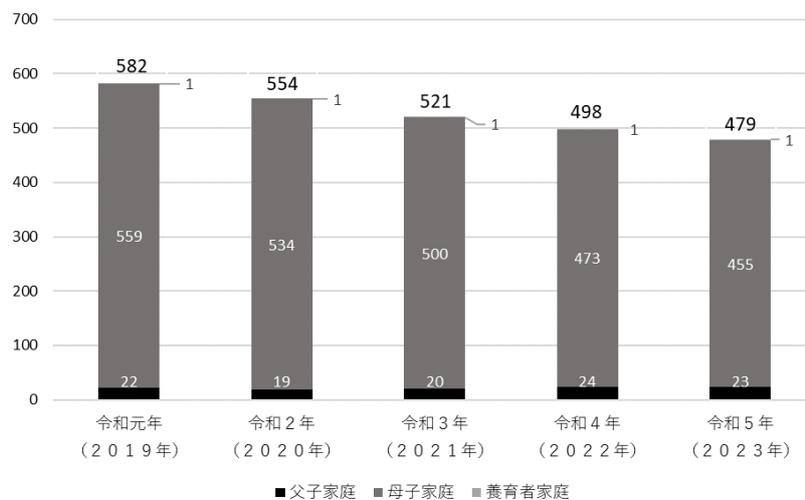


資料:国勢調査

0～5歳の児童がいるひとり親家庭数は、令和2(2020)年で193世帯となっており、増減を繰り返しています。0～17歳の児童がいるひとり親家庭数は、令和2(2020)年で1,129世帯となっており、平成17(2005)年以降増加し続けています。子育てを分担できる人や相談相手がいない、経済的な困難を抱えているなど支援が必要な家庭に情報やサービスが届くようにする必要があります。

② 児童扶養手当受給家庭数の推移

【児童扶養手当受給家庭数】



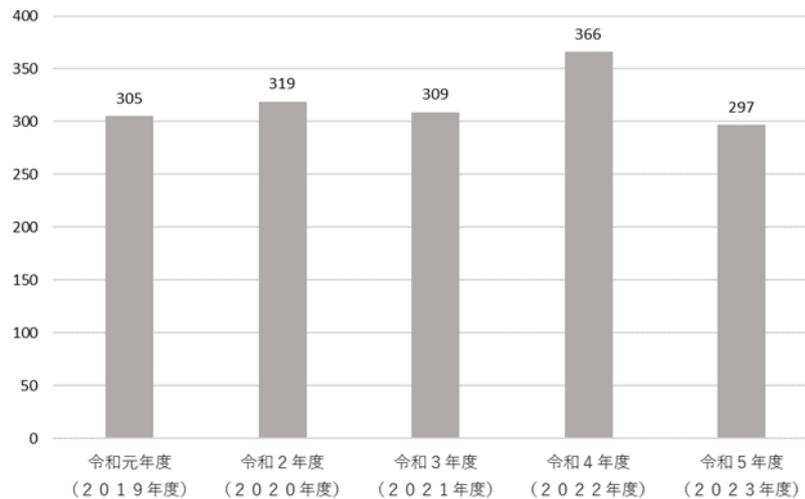
資料:こども未来課(各年年度末)

児童扶養手当受給家庭数は、令和元年(2019)年以降減少傾向にあり、令和6年(2024)年で479世帯となっています。受給家庭数は減少傾向にあるものの、経済的な困難を抱える家庭への適切な支援が必要となります。

8 児童虐待に関する状況

① 児童相談所の児童虐待相談対応件数

【所沢児童相談所が受付けた朝霞市における児童虐待相談の推移】



資料:所沢児童相談所

児童相談所の児童虐待相談対応件数は、令和 4(2022)年度は増加したものの、それ以外の年はおおむね横ばいで推移しており、令和 5年(2023)年度は 297 人となっています。

② 里親登録世帯数・委託里子数

(世帯・人)

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
里親数	22	23	19	22	24
委託里子数	11	9	7	14	14

資料:こども未来課

里親登録数は、ほぼ横ばいで推移しています。委託里子数は令和 5(2023)年度で 14 人となっています。

③ 児童養護施設・乳児院の延べ入所児童数

(人)

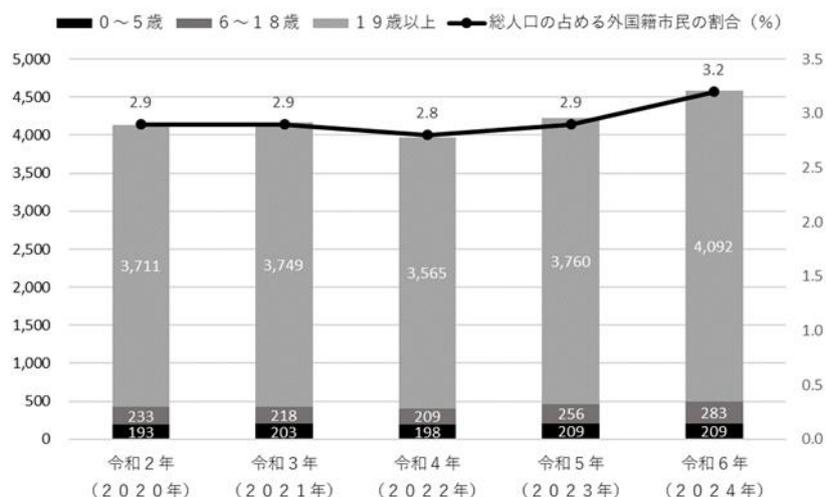
	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
児童養護施設 入所児童数	31	40	43	63	40
乳児院 入所児童数	3	8	14	9	10

資料:こども未来課

児童養護施設・乳児院の延べ入所等措置件数は、令和 5(2023)年で 50 人となっています。

9 外国につながりがあることに関する状況

① 外国籍市民人口



資料:朝霞市住民基本台帳(各年1月1日現在)

外国籍市民人口は毎年増加しており、総人口に占める割合も上昇しています。また、0～18歳の外国籍の子ども数も増加傾向にあり、令和6(2024)年には0～5歳が209人、6～18歳が283人、合計すると0～18歳全体で492人となっています。

② 外国籍児童生徒数

市内保育所の外国籍在園児童数

市内保育所の外国籍在園児童数

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
市内保育所	76	76	74	89	86

資料:保育課

公立小・中学校に在籍する外国籍児童・生徒数

公立小・中学校に在籍する外国籍児童・生徒数

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
小学校	114	102	123	137	143
中学校	28	34	37	43	45

資料:教育管理課(各年度末)

市内保育所の外国籍在園児童数および公立小・中学校に在籍する外国籍児童生徒数は、増加傾向にあり、令和6(2024)年度には市内保育所の外国籍在園児童数が86人、公立小・中学校に在籍する外国籍児童生徒数は188人となっています。

③ 日本語指導が必要な児童生徒数

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
日本語指導が必要な児童生徒数	34	42	16	32	29

資料:教育指導課

日本語指導が必要な児童生徒数は、年度によっては変動があるもののおおむね横ばいで推移しており、令和5(2023)年度には29人となっています。

外国につながるのある子ども:国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した子どもや外国人の子ども、両親が国際結婚の子どもなどを表す。

「埼玉県こども計画(仮称)」の骨子案(イメージ)

ライフステージを通した施策

ライフステージ別の施策

1 こどもの権利擁護、意見の反映

- (1)こどもの人権が尊重される社会環境づくり
- (2)こども等が意見を表明する機会の確保

2 居場所づくり、社会的活動の参画支援

- (1)こども食堂など切れ目のないこどもの居場所づくりの支援
- (2)社会形成への参画支援

3 親と子の健康・医療の充実

- (1)妊娠から子育てまでの切れ目のない支援
- (2)医療提供体制の充実
- (3)医療に係る経済的支援

4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

- (1)「こどもの貧困」対策の推進
- (2)ひとり親家庭への支援
- (3)障害などのあるこども・若者への支援
- (4)ヤングケアラーへの支援
- (5)ニート、ひきこもり、不登校等のこども・若者への支援
- (6)一人ひとりの状況に応じた支援

5 児童虐待防止・社会的養育の充実

- (1)こどもを虐待から守る地域づくり
- (2)社会的養育の充実

6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

- (1)こども・若者の自殺対策
- (2)インターネット対策の推進
- (3)こども・若者の性犯罪・性暴力対策
- (4)犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備
- (5)非行防止と立ち直り支援

7 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進

- (1)こどもまんなか社会への機運醸成
- (2)こども政策DXの推進
- (3)こどもにとって安全・安心なまちづくりの推進
- (4)子育てしやすい住環境の整備

8 結婚・出産の希望実現

- (1)結婚を望む人への支援
- (2)不妊・不育症に悩む人への支援
- (3)プレコンセプションケアの推進

9 「子育て」と「子育て」の支援

- (1)家庭の子育て力の充実
- (2)「孤育て」にしない地域の子育て力の充実
- (3)質の高い幼児教育・保育の充実
- (4)学校教育の充実
- (5)自立的な子育ての支援
- (6)子育てに係る経済的負担の軽減

10 未来を切り拓くこども・若者の応援

- (1)若者の職業的自立、就労等支援
- (2)若年者の経済的自立の支援
- (3)グローバル社会で活躍する人材の育成

11 こども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援

- (1)分野横断的な支援人材の育成
- (2)多様な担い手による持続的な活動の推進

12 ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進

- (1)企業による働き方改革の推進、社会全体の気運醸成
- (2)共働き・共育ての推進、男性の家事・育児の促進

朝霞市子ども計画（第3期子ども・子育て支援事業計画） 骨子（案）

基本理念	基本目標	基本方針 ※網掛け部分は今後5年間で力を入れて取り組む重点方針	子ども大綱	県子ども計画	施策の方向性	キーワード
	1 すべての子ども・若者が幸せを感じ成長できるまち	1-1 子ども・若者の心身の健やかな成長を守るために 【子どもの権利条約】	①	①④⑤⑥	(1) 子ども・若者を虐待やいじめ等の人権侵害から守るための体制強化	虐待、養育体制の整備、体罰・不適切な指導防止、性教育、福祉体験
					(2) 子ども・若者が犯罪に巻き込まれない社会づくり	性犯罪、インターネット犯罪、防犯、交通安全教室、自転車免許、薬物乱用防止教室
					(3) 多様な困難を抱える子ども・若者の救済	不登校支援、自殺防止、ヤングケアラー支援、スクサポ、子ども・ほっとそうだん
		1-2 子ども・若者の権利や意見・視点を尊重するために 【子どもの権利条約】 【子ども・若者対策】	①②	①②	(1) 子ども・若者の権利に関する普及・啓発	人権作文、青少年の集い
					(2) 子ども・若者の意見表明・社会参画	子どもモニター、人権作文、青少年の集い
	2 すべての子ども・若者が夢を思い描けるまち	2-1 子ども・若者の生きる力を引き出すために 【子ども・若者対策】 【子どもの貧困対策】	②④	②⑧⑩⑪	(1) 子ども・若者の安心して過ごせる居場所づくり	児童館、居場所補助金、放課後児童クラブ、放課後子ども教室、プレイパーク
					(2) 子ども・若者の学習支援・キャリア支援の充実	アスポート、受験費用補助、恋たま
					(3) 子ども・若者の多様な遊びや体験ができる機会の充実	児童館、体育祭、子ども大学、農業体験、幼児ふれあい事業、プレイパーク
					(4) 子ども・若者の地域活動・社会参画機会の充実	3 days、黒目川清掃活動、子どもモニター
	3 すべての子ども・若者が安心して子育てできるまち	3-1 ライフステージを通じた切れ目のない支援を提供するために 【子ども・子育て】	③	③⑨	(1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない支援の充実	伴走型相談支援事業、新生児訪問等母子保健業務
					(2) 子育て支援の充実	ショートステイ、ファミサポ
(3) 子育てに関する相談体制の充実					家庭児童相談室、子ども家庭センター、支援センター	
3-2 様々な困難を抱える子育て家庭に切れ目のない支援を提供するために 【子どもの貧困対策】		④	③④⑨	(1) 経済的困難を抱える家庭と保護者への支援	児扶、ひ医、就学援助	
				(2) ひとり親家庭等の支援	児扶、ひ医、就学援助、自立支援、相談	
				(3) 発達の遅れや障がいがある子ども・若者への支援	福祉体験、児童発達支援	
	(4) 外国につながるのある子どもと保護者への支援			多文化共生、プラス1事業、きたはら児童館多文化子育て事業		
3-3 子育て家庭が住み続けたいまちにするために 【少子化対策】 【子ども・子育て】	③⑤	⑦⑫	(1) 子育てがしやすいまちづくり	家庭教育学級、子育てサークル、公園		
			(2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり	道路整備、公園等（環境）		
			(3) 子ども・子育てに温かい（地域）社会への機運醸成	幼児ふれあい事業、共働き・子育てへの理解普及・推進		
4 すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられるまち	4-1 子育て当事者の教育・保育事業の充実のために 【子ども・子育て】	③④⑤	⑨	(1) 就学前の教育・保育事業の充実	保育園等	
				(2) 放課後児童クラブの充実	放課後児童クラブ	
	4-2 教育・保育サービスの質を高めるために 【子ども・子育て】	③④⑤	⑨	(1) 多様なニーズにこたえる子育てサービスの充実	子ども誰でも、延長保育、病児保育	
				(2) 教育・保育に携わる人材の確保・資質向上		

⑥

<p>子ども大綱 基本的な方針</p> <p>①子ども・若者の権利を主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保証し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る</p> <p>②子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。</p> <p>③子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。</p> <p>④良好な生育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする</p> <p>⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む</p> <p>⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。</p>	<p>埼玉県子ども計画（仮称） 骨子案</p> <p>①子どもの権利擁護、意見の反映</p> <p>②居場所づくり、社会的活動の参画支援</p> <p>③親と子の健康・医療の充実</p> <p>④「子どもの貧困」対策の推進、配慮を要する子どもへの支援</p> <p>⑤児童虐待防止・社会的養育の充実</p> <p>⑥子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組</p> <p>⑦子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進</p> <p>⑧結婚・出産の希望実現</p> <p>⑨「子育て」と「子育て」の支援</p> <p>⑩未来を切り拓く子ども・若者の応援</p> <p>⑪子ども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援</p> <p>⑫ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進</p>
---	---

基本目標ごとの課題の検討

基本目標1

すべての子ども・若者が幸せを感じ成長できるまち

基本方針1

子ども・若者の心身の健やかな成長を守るために

基本方針2

子ども・若者の意見や視点を尊重するために

子ども大綱 基本的な方針

- 子ども・若者の権利を主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保証し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- 子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。

アンケート・ヒアリング結果からみる課題

- 親にたたかれたり、ひどいことをいわれた経験がある児童・生徒は減っているものの、いまだに5人に1人は経験があり、さらなる虐待防止の啓発と相談先の周知が必要。（子育て）
- ▲作文や卒業文集で将来の夢について考える（ヒアリング）
- ▲家庭での躰が不十分。子どもの主体性ばかりが尊重されすぎている。悪い時に注意しづらい。（ヒアリング）
- ▲児童館で小学校高学年は携帯をさわってもいいことにしてほしい。（ヒアリング）
- ▲タブレット等の使用時間が長く睡眠時間が不足している。（ヒアリング）
- ヤングケアラー実態調査において、家族の世話をしていることの負担感として身体的・精神的な面を挙げている子どもが多かった。（実態調査）

施策の方向性

基本方針1

- 子ども・若者の権利に関する普及・啓発や、子ども・若者の意見を尊重する社会づくりを目指す必要があります。

基本方針2

- 子ども・若者を虐待や犯罪から守り、社会変化に伴う多様な困難を抱える子ども・若者を支援していく必要があります。

関連キーワード

児童虐待防止、体罰・不適切な指導防止、性教育、福祉体験、性犯罪、インターネット犯罪、防犯、交通安全教室、薬物乱用防止、不登校支援、自殺対策、ヤングケアラー支援、スクールソーシャルワーク、青少年健全育成、子どもモニター制度、人権作文、子ども・ほっとそうだん、青少年健全育成の集い（作文発表）、児童館中高生対策事業 など

第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画における主な事業

- ・ 要保護児童対策地域協議会等を活用した児童相談事業
- ・ 児童虐待防止に関する意識の普及啓発
- ・ 虐待防止に関する教育相談の実施
- ・ いじめ防止に対する取組
- ・ 非行防止教室の実施
- ・ 朝霞“未来・夢”子ども議会
- ・ あさか・スクールサポーターの活用
- ・ 青少年健全育成事業

朝霞市子ども計画に位置付けられる新たな取り組み

- ・ こども・ほっとそうだん
- ・ 子育て世帯訪問支援事業
- ・ こどもモニター制度
- ・ 児童館中高生対策事業
- ・ 児童育成支援拠点事業（ヤングケアラー支援）

基本目標2

すべての子ども・若者が夢を思い描けるまち

基本方針1

子ども・若者の生きる力を引き出すために

子ども大綱 基本的な方針

- 子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- 良好な生活環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。

アンケート・ヒアリング結果からみる課題

- ◆子ども自身にも将来かかるお金やそれに対する支援、また、将来自分が親になった時のお金の話等を学校等で教えることも必要。(生活)
- ◆子どもと将来の夢について話す、学校での出来事についてじっくり耳を傾ける割合は生活困難層のほうが高い傾向がある。(生活)
- ▲勉強や将来の職業について相談できる人がいない。(ヒアリング)
- ▲ボランティアは大人が多く子どもが参加できるイメージがない(ヒアリング)
- ▲児童館においてゲーム大会やWi-Fi環境が整っている。(ヒアリング)
- ▲中学生以降が遊べる場所が少ない、ボール遊びできる公園が少ない。(ヒアリング)

施策の方向性

基本方針1

- 子ども・若者が多様な遊びや体験ができる機会を充実し、安心して過ごせる居場所づくりを進める必要があります。
- 子ども・若者が等しく学習し、将来の夢を描くことができる環境づくりが必要です。
- 子ども・若者が地域活動や社会参画の機会を得られるような環境の醸成が必要です。
- ◆落ち着いた学習環境が生活困難層には整っていないことが多く、公共施設等に学習・自習スペースを確保することも有効。(生活)

関連キーワード

児童館、こどもの居場所づくり補助金、子ども食堂、フードパントリー、放課後児童クラブ、放課後子ども教室、アスポート学習支援、受験費用補助、恋たま、体育祭、子ども大学、農業体験、幼児ふれあい事業、ふれあい推進事業、公園・児童遊園、黒目川清掃活動、中高生対策事業 など

第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画における主な事業

- ・ 児童館運営事業
- ・ 放課後児童クラブ事業
- ・ 放課後子ども教室
- ・ 生活困窮者等学習支援事業
- ・ 市民総合体育大会、ロードレース大会、小学生スポーツ教室、ウォークラリー大会等の開催
- ・ 農業体験事業
- ・ 冒険遊び場づくり事業（プレーパーク）
- ・ 社会体験チャレンジ事業

朝霞市こども計画に位置付けられる新たな取り組み

- ・ 福祉等複合施設の建設
- ・ こどもの居場所づくり推進事業
- ・ 受験料及び模試費用給付金
- ・ S A I T A M A 出会いサポートセンター事業（恋たま）
- ・ 公園管理事業（新しい公園の設置）

基本目標3

すべての子ども・若者が安心して子育てできるまち

基本方針1

ライフステージを通じた切れ目のない支援を提供するために

基本方針2

様々な困難を抱える子育て家庭に切れ目のない支援を提供するために

基本方針3

子育て家庭が住み続けたくなるまちにするために

こども大綱 基本的な方針

- 子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- 良好な生活環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む。

アンケート・ヒアリング結果からみる課題

- 子ども・子育て支援事業が、事業内容や利便性が共働き世帯ニーズと合致しているか検討が必要。(子育て)
- 相談先が「いない・ない」と回答している割合がこどもの年齢が上がるにつれて上がっている。こどもの年齢に応じた相談体制の整備が必要。(子育て)
- 就学前児童・小学生・中学生保護者のいずれもすでに関わりのある場所等を相談先として挙げている。こうした機関を経由した支援や情報周知等も有効である。(子育て)
- こどもが病気等の場合、いまだ母親の負担が大きい。父親が仕事を休むケースも増えている。各種制度について母親・父親ともに使いやすいものになっているかの視点での見直しも必要。(子育て)
- 就学前保護者は両親ともにフルタイムで就労している割合が高く、仕事との両立や自分の時間が確保できないことに負担感を感じている。(子育て)
- 発達障害の認知度も上がったことから病気や発達・発育に悩む保護者も増えていることから、相談・支援体制の強化が必要。(子育て)
- ◆朝霞市では埼玉県と比べて「生活困難層」の割合は低くなっているが、経済的困難を抱えている家庭が一定数存在する。(生活)
- ◆小学生保護者はこどもやこどもの友人との関わりに悩むケースが多く、また、相談先もないと回答している割合が多い。(生活)
- ◆生活困難層ほどこどもの通う学校の先生に相談する割合が高い。学校への専門家派遣等を強化し、セーフティネットとしての機能を強化していくことが重要。(生活)
- ◆生活困難層ほど公的機関へ相談することが多いと考えられるが、小学5年生保護者では4人に1人、中学2年生保護者では4割程度しか相談できていない。市や福祉機関等の相談への繋げ方の強化が必要。(生活)
- ◆生活困難層のこどもは2～3割程度朝食を食べない日がある。朝食の重要性の啓発も必要。(生活)
- ▲LINEやチャット相談等であれば相談しやすそう。(ヒアリング)
- ▲道が狭い、坂が多い、駐車場を充実させてほしい。(ヒアリング)
- ▲朝霞は転入者が多く、転入者にもわかりやすい情報発信が必要。(ヒアリング)
- ▲駅前におむつ替えや授乳ができるスペースがない。(ヒアリング)
- ヤングケアラー実態調査において、相談先がわからない児童・生徒が多かった。(実態調査)

施策の方向性

基本方針1

- 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない支援を充実させる必要があります。
- 子育て支援に関する情報発信や相談ができる体制を整える必要があります。

基本方針2

- 経済的困難、発達の遅れや障害、外国につながるのこども・若者とその保護者を支えていく必要があります。

基本方針3

- 施策を推進するうえで、子育てがしやすい雰囲気醸成やインフラ整備を念頭に置く必要があります。
- 社会や地域において、みんなでこども・若者や子育て家庭を育て、見守っていくとの雰囲気作りが求められます。

関連キーワード

ショートステイ、ファミリーサポートセンター、伴走型支援事業、新生児訪問等母子保健業務、家庭児童相談、保健センター、子育て世代包括支援センター、乳幼児健康診査、栄養相談、こども家庭センター、子育て支援センター、児童館、児童手当、こども医療費、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費、就学援助、自立支援、相談、福祉体験、多文化共生、氏名プラス1事業、きたはら児童館多文化子育て事業、家庭教育学級、子育てサークル、公園、道路整備、公園等（環境）、幼児ふれあい事業、共働き・子育てへの理解普及・推進、男女平等推進事業、女性センター など

第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画における主な事業

- ・子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・妊娠期からの包括的な子育て支援
- ・子育て支援センター事業
- ・児童扶養手当の支給
- ・ひとり親家庭等医療費の助成
- ・障害児通所支援事業
- ・多文化共生推進事業
- ・家庭教育学級の支援
- ・家庭教育学級事業補助金
- ・都市公園、児童遊園地の充実
- ・通学路の安全点検
- ・市道整備・道路管理の充実
- ・児童館における高齢者と児童の交流事業
- ・保育園園庭開放・いっしょに遊ぼう保育園で

朝霞市こども計画に位置付けられる新たな取り組み

- ・伴走型支援事業
- ・こども家庭センターの設置
- ・子育て世帯訪問支援事業
- ・親子関係形成事業
- ・児童育成支援拠点事業（ヤングケアラー支援）
- ・男女平等推進事業

基本目標4

すべてのこどもが質の高い教育・保育を受けられるまち

基本方針1

子育て当事者の教育・保育事業の充実のために

基本方針2

教育・保育サービスの質を高めるために

こども大綱 基本的な方針

- こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- 良好な生活環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む。

アンケート・ヒアリング結果からみる課題

- 共働き世帯が増え、保育所や学童保育の利用希望割合は高まっていると考えられるが、少子化傾向も進んでいるため、両方を勘案して量の見込みを立てる必要がある。（子育て）
- 母親のフルタイム就労の割合が増えていることもあり、保育園の利用・利用希望がますます増えるものとする。（子育て）
- 「こども誰でも通園制度」も一定の関心があり、就労要件を問わない預かりについても検討が必要である。（子育て）
- ▲同世代のママが多く、比較的子育てしやすい。（ヒアリング）
- ▲保育園や学童保育に入れるか不安。（ヒアリング）

施策の方向性

基本方針1

●保育所の待機児童、放課後児童クラブの入所保留児童を解消する必要があります。

基本方針2

●多様なニーズに応える子育てサービスを充実するとともに、保育・教育に携わる人材の確保と質の向上が求められています。

関連キーワード

保育園、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ、こども誰でも通園制度、延長保育、病児保育 など

第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画における主な事業

- ・ 保育事業
- ・ 幼稚園事業
- ・ 放課後児童クラブ事業
- ・ 延長保育事業（時間外保育事業）
- ・ 一時預かり事業
- ・ 休日保育事業
- ・ 病児保育事業
- ・ 保育士研修事業
- ・ 保育士等人材確保事業

朝霞市こども計画に位置付けられる新たな取り組み

- ・ こども誰でも通園制度

子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改定について（案）

1 経緯

令和4年の児童福祉法の改定に伴い、子育て世帯に対する包括的な支援のため、支援を要する児童や子育て世帯等に対して訪問支援等を行う家庭支援事業の創設・支援内容の拡充を行うことと規定されたことに伴い、第2期子ども・子育て支援事業計画に位置づけられていた①幼児期の学校教育・保育、②地域子ども・子育て支援事業に加え、③家庭支援事業を新たに位置づけることとします。

2 基本指針

分類	施設・事業名	
①幼児期の学校教育・保育	教育・保育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所（園） ・幼稚園 ・認定こども園 ・(新) こども誰でも通園制度
	地域型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業 ・家庭保育室
②地域子ども・子育て支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育事業（時間外保育事業） ・放課後児童クラブ ・子育て短期支援事業（ショートステイ事業） ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業及び要保護児童支援事業 ・地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター） ・一時預かり事業（幼稚園・保育所等） ・病児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・妊婦健康診査 ・利用者支援事業（新）（こども家庭センター） ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業 	
③家庭支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・(新) 子育て世帯訪問支援事業 ・(新) 児童育成支援拠点事業 ・(新) 親子関係形成支援事業 	

※（新）と表記している項目は、市町村こども計画に位置づけることとされていますが、制度設計や予算確保など課題もあることから、計画期間（令和7年度～11年度）において取組を開始することを目指します。

こども誰でも通園制度

- ☞ 現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付事業。

※現在、施行的実施が始まっている市町村もありますが、本市においては施設確保や保育士の配置など多くの課題があります。

こども家庭センター

- ☞ 全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの一体的な相談支援を行うこども家庭センターの設置が義務付けられた。
- ☞ こども家庭センターでは、必要な場合にサポートプランを作成するなどして、家庭支援事業等の適切な支援につなげる。

※現在、市の児童福祉部門と母子保健部門が一体となって支援に取り組める組織の構築に努めています。

子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- ☞ 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）
- ☞ 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。
例）調理、掃除等の家事、こどもの送迎、子育ての助言 等

※現在、養育支援訪問事業の中で行っているヘルパーの派遣などを充てることが考えられますが、支援員の確保などの課題があります。

児童育成支援拠点事業（学校や家以外のこどもの居場所）

- ☞ 養育環境の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象
- ☞ 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う。
例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整 等

※こどもの居場所づくりとしての児童館整備、ひとり親家庭等生徒の学習支援教室、子ども食堂やフードパントリーなどとの連携を進めています。それらを整理し、事業展開を図るには多くの課題があります。

親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- ☞ 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象
- ☞ 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達の状況に応じた支援を行う。
例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法でこどもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング） 等

※現在、家庭児童相談員が行なっているペアレントトレーニングや、児童発達支援親子グループなどを充てることが考えられます。